

令和 8 年 3 月 11 日

お客さま 各位

## 当座勘定規定の一部改定について

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

広島県信用組合では、令和 8 年 3 月 31 日（火）をもちまして、手形・小切手の発行受付を終了するため、「当座勘定規定」を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきますので、予めご了承ください。

## 記

1. 改定する規定  
当座勘定規定

2. 改正箇所

次の表のとおり改定いたします。（変更する条項のみ記載しております。）

新	旧
8.（手形、小切手用紙等） (1)～(4) 変更なし (5) <u>払戻請求書の交付</u> 請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 (6)～(7) 変更なし	8.（手形、小切手用紙） (1)～(4) 変更なし (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求</u> があった場合には、必要と認められる枚数を <u>実費</u> で交付します。 (6)～(7) 変更なし

3. 改定日

令和 8 年 4 月 1 日（水）

以上

ご不明点などは、お取引店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

（お問い合わせ先） 広島県信用組合 業務部

電話番号：0120-745-530（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9:00～17:00（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3）

